

インド：新労働法典
— 州施行規則の施行・公布状況 —

2026 年 10 月 13 日

One Asia Lawyers インドプラクティスチーム
吉田 重規（弁護士・日本法）、山田 薫

インドでは、2025 年 11 月 21 日に、従来の 29 の連邦法を統合した 4 つの新労働法典（賃金法、社会保障法、労働安全衛生・雇用条件法、労使関係法）が施行され、2026 年 5 月 8 日には、中央政府が所管する事業所等に適用される 4 本の中央規則が公布・施行されています。一方、一般の民間企業については、法典上の「所管政府（Appropriate Government）」が州政府となる場合が多く、実務上は拠点所在地の州規則の内容が重要となります。中央規則と州規則の適用関係については、[2026 年 6 月 15 日付ニュースレター](#)をご参照ください。

本稿では、その後の主要州における州規則の公布状況をご紹介します。法典本体が全国共通で定める事項と州規則に委ねられている事項の区別、及び州によって実務対応が分かれるポイントについては、次号以降で取り上げる予定です。

1. 主要州における州規則の施行・公布状況

本稿執筆時点で確認した、日系企業の拠点多い州を中心とした主要州の状況（注）は、以下のとおりです。

州	賃金法	社会保障法	労働安全衛生・雇用条件法	労使関係法
グジャラート	施行済 (2021 年 10 月)	施行済 (2023 年 12 月)	施行済 (2025 年 6 月)	施行済 (2021 年 10 月)
アンドラ・プラデシュ	施行済 (2026 年 6 月)	施行済 (2026 年 7 月)	施行済 (2026 年 8 月)	施行済 (2026 年 6 月)
ウッタル・プラデシュ	施行済 (2026 年 8 月)	施行済 (2026 年 8 月)	施行済 (2026 年 8 月)	ドラフト公表 (未公布)
ラジャスタン	施行済 (2026 年 8 月)	ドラフト公表 (未公布)	施行済 (2026 年 6 月)	施行済 (2026 年 8 月)
マハラシュトラ	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)
カルナタカ	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)
ハリヤナ	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)
デリー	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)
タミル・ナドゥ	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト未公表	ドラフト公表 (未公布)	ドラフト公表 (未公布)

（注）「**施行済**」は規則が施行され既に発効しているもの（括弧内は公布の年月）、「**ドラフト公表（未公布）**」は州政府が規則案（ドラフト）を公表して意見を募集しているものの、最終規則はまだ公布されていないもの、「**ドラフト未公表**」は規則案の公表も確認できないものを指します。

2. 今後の見通し

報道によれば、中央政府は、10月31日までに全州・連邦直轄領で州規則の公布を目標としています。

日系企業の拠点多いマハラシュトラ州、カルナタカ州、タミル・ナドゥ州、ハリヤナ州及びデリーでは、近く、最終規則が公布される可能性があります。公布後は、拠点所在州の規則の内容を確認したうえで、社内規程や各種手続の見直しの要否を検討する必要があります。当チームでは引き続き各州の動向を注視し、次号以降で州規則の内容と実務上の留意点を取り上げる予定です。

以上

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者紹介 >

	吉田 重規 One Asia Lawyers インド・南アジアプラクティスチーム代表弁護士（日本法） 2018年 One Asia Lawyers 加入、2025年南アジアプラクティスチーム所属、2026年から同代表。 インドパートナー法律事務所と連携し、クロスボーダーM&A やジョイントベンチャーなどの日系企業進出のほか、インド企業法務全般に関するサポートを行っている。 One Asia Lawyers 加入前は約6年間企業内弁護士として企業法務全般に従事し、同所加入後はカンボジアを中心に東南アジアにおける日系企業への幅広い分野の法務案件を扱ってきた。 shigeki.yoshida@oneasia.legal
	山田 薫 One Asia Lawyers インド・南アジアプラクティスチーム パラリーガル 国際協力機関や在インド日系企業での勤務経験を活かし、2021年1月から5年以上にわたり南アジア各国の法務支援に従事。特にインドの個人情報保護法制やハラスメント対応を含むコンプライアンス分野を専門とするほか、各種業法を含むインド特有の規制・制度に関するリサーチ等、現地弁護士と連携した対応を行う。 kaoru.yamada@oneasia.legal